

議 第 1 2 号 議 案

高額療養費制度の見直しを求める意見書の提出について
高額療養費制度の見直しを求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第
13条の規定により提出します。

令和8年6月19日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川 畑 勝 弘

提 案 理 由

高額療養費制度の見直しを求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会
及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

高 額 療 養 費 制 度 の 見 直 し を 求 め る 意 見 書

２０２６年５月２９日、高額療養費について、長期療養者への一定の配慮を規定した「健康保険法等の一部を改正する法律案」が成立した。

この法案の成立により、２０２６年８月、２０２７年８月の２段階で、高額療養費の自己負担限度額を引き上げることとなり、多数回該当や年間上限に該当しない場合の患者負担が、現行より増加すること等が想定される。

そもそも、現在の高額療養費制度については、公的医療保険の中核制度であるにもかかわらず、経済的な負担から治療を断念したり、生活困窮に陥ったりする場合があります、憲法第２５条の生存権保障の趣旨に適合するものとなっていない。

この問題について、現在の物価高騰などの経済社会情勢を踏まえ、的確な対応が必要である。特に、現役世代については、「がん」や難病を患うと家計における収入・支出への影響が大きく、収入減により教育費をはじめ扶養に要する費用の負担が増加することから、十分な配慮が必要である。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、全ての国民が安心して医療を受けられる環境を整備するため、高額療養費制度の在り方の見直しについて、下記の事項を速やかに実施するよう強く求める。

記

- １ 高額療養費に係る政令を定めるに当たっての考慮事項等を追加し、憲法第２５条の生存権の趣旨を踏まえて、高額療養費の制度が医療保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるよう、高額療養費の支給要件、支給額等に関して必要な措置を講ずること。
- ２ 高額療養費の支給を受ける患者の収入とその変動状況、教育費等の支出・生活の実態の調査を行うほか、社会保障審議会で高額療養費の支給を受ける患者団体等の意見を聴取する等の実態調査に基づき、高額療養費制度における自己負担限度額の引き上げの見直しを実施すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様
財 務 大 臣	様